

「太陽光発電主力電源化推進技術開発」
(研究開発項目 (Ⅱ) 太陽光発電の長期安定電源化技術開発)
に係る公募要領 (助成)

【ご注意】

本事業への応募は、NEDOへの提案書類提出に加え、府省共通研究管理システム(e-Rad)への研究機関及び研究者の登録、応募基本情報の入力が必要です。

※e-Radによる登録手続きを行わないと本事業への応募ができませんので、十分留意ください。所属機関の登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

2020年3月30日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

新エネルギー部

「太陽光発電主力電源化推進技術開発」(研究開発項目(Ⅱ)太陽光発電の長期安定電源化技術開発)
に係る公募について(助成)
(2020年3月30日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「NEDO」という)は、2020年度から2023年度まで「太陽光発電主力電源化推進技術開発」事業における研究開発項目(Ⅱ)として「太陽光発電の長期安定電源化技術開発」プロジェクトを実施します。当該プロジェクトのうち基本計画に示す助成事業について研究開発を行う事業者を民間企業等から以下の要領で募集します。

本プロジェクトは、2020年度の政府予算に基づき実施するため、予算案等の審議状況や政府方針の変更等により、公募の内容や採択後の実施計画、概算払の時期等が変更されることがあります。

1. 件名

「太陽光発電主力電源化推進技術開発」(研究開発項目(Ⅱ)太陽光発電の長期安定電源化技術開発)

2. 事業概要

(1) 背景

2018年7月に閣議決定された第5次エネルギー基本計画では、「2030年に向けた基本的な方針と政策対応」として、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組は、「他の電源と比較して競争力ある水準までのコスト低減と固定価格買取制度(FIT)からの自立化を図り、日本のエネルギー供給の一翼を担う長期安定的な主力電源として持続可能なものとなるよう、円滑な大量導入に向けた取組を引き続き積極的に推進していく」ことが必要とされています。

太陽光発電の長期安定的な主力電源化を推進するうえでは、太陽光発電設備の安全の確保に資する基盤技術の開発をはかっていく必要があります。また、再生可能エネルギーが電力系統に与える影響を抑えるための対応方法の検討等も必要となります。

(2) 目的

本事業では、長期安定電源化を目指す取り組みとして、太陽光発電設備の安全性に係る基盤技術の開発や信頼性評価・回復技術の開発を、また、系統連系における影響緩和に資する太陽光発電による需給一体システム構築上の課題抽出と対応方法の検討を実施します。

(註) 以下の記載では「太陽光発電主力電源化推進技術開発」の基本計画の項目番号と一致させています。

(3) 事業内容

基本計画の「研究開発項目(Ⅱ)太陽光発電の長期安定電源化技術開発」における目標達成のため、下記開発テーマ(i)および(iii)について研究開発を実施します。ただし、開発テーマ(i)、(iii)の複数項目に応募を行う場合は、提案書はそれぞれで作成ください。開発テーマ(i)については、1つの提案書で②-1)②-2)の何れか1つ、もしくは複数の項目に応募することが出来ます。ただし、審査の結果、複数応募いただいた研究開発項目のうち一部のみの採択とすることがあります。

開発テーマ（i）「安全性・信頼性確保技術開発」

（註）項目番号①「安全性に係る基盤整備」は委託事業につき、本公募要領においては欠番となります。

② 信頼性評価技術、信頼性回復技術の開発

【研究開発の必要性】

太陽光発電はF I Tにより急速に拡大したが、発電施設の設置・運営の不備による安全面での不安が顕在化しつつある。N E D Oでは地上設置のための設計ガイドラインを策定しているが、昨今設置環境、設置形態は多様化しており、それらの安全性を確保する基盤整備は喫緊の課題である。

また、F I Tによる買取期間が終了した後も再生可能エネルギー発電事業が適正に継続され、将来的な再投資が行われる事業環境の整備が必要とされている。F I T終了後の発電設備において、安全確保を前提としたうえで健全に維持するには、小規模発電設備（50kW未満）へ展開可能な評価・回復技術が必要である。これらの技術は太陽光モジュールのリユース等の他用途への展開も期待される。

【事業内容】

太陽光発電設備が長期に亘り安定的な電源であることを維持するため、発電設備の安全性を確保するとともに信頼性を評価し、回復させる技術開発を行う。なお当該技術は既存の小規模発電設備（50kW未満）に採算性を含めて適用可能な技術であり、多様化が進む設置環境においても適用が期待できるものとする。

②-1）信頼性評価技術（構造・電気）

*既存の小規模発電設備を評価する技術を開発する。対象技術を例えば、設計図面作成支援、構造診断技術、発電所余寿命評価等とし、総合的な評価の実施支援を視野に入れる。

②-2）信頼性回復技術（構造・電気）

*モジュール、架台、柱、接合部、杭・基礎、地盤の損傷、飛散に至る事象を防止することで、発電設備の構造信頼性を回復する技術を開発する。対象技術を例えば、構造補強関連技術等とする。

*モジュールとシステム全般の劣化や不具合を検出し、発電量や安全性を含む電氣的な信頼性を回復する技術を開発する。対象技術を例えば、遠隔の監視や診断および操作の高度化、現地診断合理化、パネル洗浄、防草等維持管理高度化等とする。

【中間目標（2021年度）】

② 信頼性評価技術、信頼性回復技術の開発（2021年度末）

- ・開発した技術の有効性を評価するとともに、その実証方法を具体化する。

【最終目標】

② 信頼性評価技術、信頼性回復技術の開発（2023年度）

②-1）信頼性評価技術（構造・電気）、②-2）信頼性回復技術（構造・電気）

開発した技術の実証を行いその結果を受けた改良により実用性と採算性を確立する。小規模発電設備（50kW未満）における評価結果をもとに普及計画を立案する。

（開発テーマ（ii）「太陽電池モジュールの分離・マテリアルリサイクル技術開発」は委託事業につき、本公募要領においては欠番とする）

開発テーマ（iii）「系統影響緩和に資する技術課題の検討」

① 太陽光発電による需給一体型システム構築上の課題抽出と対応方法の検討

【研究開発の必要性】

太陽光発電はFITにより急速に拡大したが、出力不安定性などの安定供給上の問題があることから、既存の系統へ与える影響が懸念されている。しかし、太陽光発電の導入拡大とその長期安定電源化の実現には、上記影響を緩和して系統の安定化を図らねばならない。

そのためには、太陽光発電の出力制御や発電量・需要予測の高度化、需給一体型システムの構築等によって、変動電源である太陽光発電と需要側との需給バランスの実現に資する技術を開発する必要がある。

【事業内容】

本公募では、自己託送等の制度の活用も視野に入れ、変動する太陽光発電の出力と需要の予測や制御などを高精度に行う、効率的な需給一体型システムの構築と実証に向けた課題を抽出する。さらに、その技術的解決方法を多面的に検討し、実証システムの基本設計と実証プランの企画策定を行う。なお検討にあたっては、想定する実証システムの経済的合理性も考慮する。また、実証プランは、実証期間2年間を想定し、具体的な作業項目とスケジュールを明示したものであること。

【最終目標（2020年度）】

経済合理性が評価された需給一体型システムの実証プランを企画策定する。

(4) 事業期間

開発テーマ（i）「安全性・信頼性確保技術開発」

実施期間は2020年度～2023年度の4年間とします。

開発テーマ（iii）「系統影響緩和に資する技術課題の検討」

実施期間は2020年度の1年間とします。

(5) 実施形態

開発テーマ（i）（iii）

いずれもNEDOの課題設定型の助成事業として実施します。事業費のNEDO負担率は50%となります。

(6) 事業規模

各事業の事業規模は以下に示すとおりです。なお、助成金は審査の結果及び国の予算の変更等により提案額から減額して交付することがあります。

開発テーマ（i）「安全性・信頼性確保技術開発」

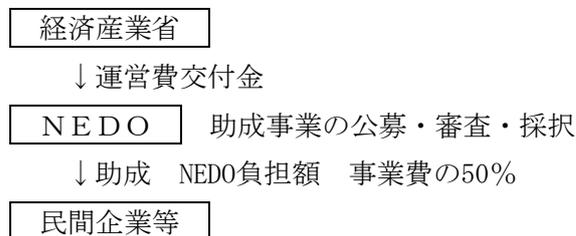
1提案あたり1.0億円/年（NEDO負担額5,000万円/年）を上限とします。

項目②-1）②-2）をまとめて提案する場合は、2.0億円/年（NEDO負担額1.0億円/年）を上限とします。

開発テーマ（iii）「系統影響緩和に資する技術課題の検討」

1提案あたり9,000万円/年（NEDO負担額4,500万円/年）を上限とします。

(7) 事業スキーム図



(8) 交付規程について

本助成事業は「課題設定型産業技術開発費助成金交付規程」に沿って実施します。

(9) 注意事項

開発テーマ（i）において、4年の期間で技術開発を行う場合、2年目終了前に中間評価等を行います。その評価結果に基づいて、その後2年間について交付決定内容の変更をNEDOが判断する場合があります。

3. 応募要件

(1) 助成対象事業者

助成事業者は、次の要件（課題設定型産業技術開発費助成金交付規程第5条）を満たす、単独ないし複数で助成を希望する、本邦の企業、大学等の研究機関であることが必要です。

- i. 助成事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること
- ii. 助成事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。
- iii. 助成事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- iv. 当該助成事業者が遂行する助成事業が、別途定める基本計画を達成するために十分に有効な研究開発を行うものであること。
- v. 当該助成事業者が助成事業に係る企業化に対する具体的計画を有し、その実施に必要な能力を有すること。
- vi. 当該助成事業者が助成事業を国際連携による共同研究案件として実施することを目指している場合は、連携する国外の企業等（助成対象事業者には含まない）と共同研究にかかる契約・協定等を締結すること（又は連携の具体的予定を示すこと）ができること。また、知財権の取扱いを適切に交渉、管理する能力を有すること。

(2) 助成対象事業

助成事業として次の要件を満たすことが必要です。

- i. 助成事業が、別紙の基本計画に定められている課題の実用化開発を行うものであること。
- ii. 助成事業終了後直ちに実用化を目指す上での開発計画、投資計画、実用化能力の説明を行うこと（提案書の添付資料2「企業化計画書」中に記載してください。）
- iii. 助成事業終了後、本事業の実施により、国内生産・雇用、輸出、内外ライセンス収入、国内生産波及・誘発効果、国民の利便性向上等、様々な形態を通じ、我が国の経済に如何に貢献するかについて、バックデータ※も含め、具体的に説明すること。（提案書の添付資料1「助成事業実施計画書」の「1.(1)③事業による効果」中に記載してください。）（我が国産業の競争力強化及び新規産業創出・新規企業促進への波及効果の大きな提案を優先的に採択します。）
※バックデータ：上記の基礎となる主要な事項（背景、数値等）
- iv. なお、当該助成事業終了後、追跡調査や特許等の取得状況及び事業化状況調査（バイドールフォロアーアップ調査）に御協力いただく場合があります。
- v. 助成事業の事務処理については、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施すること。

(3) 助成対象費用

助成の対象となる費用は、課題設定型産業技術開発費助成金交付規程第6条に示すとおりです。

4. 提出期限及び提出先

本公募要領に従って、提案書10部（正1部、副9部）を作成し、以下の提出期限までに郵送又は持参にてご提出ください。FAX又は電子メールによる提出は受け付けません。

- (1) 提出期限：2020年5月15日（金）正午必着

公募期間：2020年3月30日（月）から2020年5月15日（金）
期限までに着かなかった提案書は、いかなる理由であろうとも無効とします。また、書類に不備等がある場合は審査対象となりませんので、「記入上の注意」を熟読の上、注意して記入してください（提案書のフォーマットは変更しないでください）。

(2) 提出先

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

新エネルギー部 太陽光発電グループ 宛

〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー18階

※郵送の場合は封筒に『「太陽光発電主力電源化推進技術開発」（研究開発項目（Ⅱ）太陽光発電の長期安定電源化技術開発）』と朱書きください。

※持参の場合はミューザ川崎16階の「総合案内」で受付を行い、受付の指示に従ってください。

※e-Rad上の登録が期限に間に合わない場合、必ず事前にNEDO担当部に相談してください

5. 応募方法

(1) 提案書類の作成について

助成金を希望する事業者は、提案書（様式第1及び添付資料1～4）1式（正1部及びその写し9部）及び受理票1部をNEDO事務局（新エネルギー部 太陽光発電グループ [上記提出先]）まで提出してください。なお、提案書は日本語で、添付書類を含め全てA4サイズとし、各部ごとに左上をクリップ等で止めてください（ステープラー留め、製本は行わないでください）。

※提案書及び記入上の注意事項は、NEDOウェブサイト<<https://www.nedo.go.jp/>>の公募情報からダウンロードできます。

(2) 提案に関する注意

- ・提案書には次の資料又はこれに準ずるものを添付してください。
会社案内（会社経歴、事業部、研究所等の組織に関する説明書）1部
（提出先のNEDO部課と過去1年以内に契約がある場合は不要）
直近の事業報告書及び直近3年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）1部
- ・チェックリストである提案時提出書類の確認（別添4）で提出書類を確認した上で、このチェックリストとともに、提案書類を提出してください。
- ・国外企業等と連携している、又はその予定がある場合は当該国外企業等が連携している、若しくは関心を示していることを表す資料。

(3) 提案書類の受理及び提案書類に不備があった場合

- ・応募要件に合わない提案者の提案書又は不備がある提案書は受理できません。
- ・提出された提案書を受理した際には提案書類受領を提案者にお渡ししますので、あらかじめ受理票（例1）に会社名等ご記入の上、送付（持参）してください。
- ・提出された提案書等は返却しません。

- ・提案書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。その場合は書類を返却します。

(4) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録

応募に際し、併せて e-Rad へ申請することが必要です。連名の場合には、代表して一法人から登録を行ってください。この場合、その他の提案者や再委託、共同実施先については、研究分担者の欄に研究者の登録をお願いします。詳細は e-Rad ポータルサイトをご確認ください。

e-Rad ポータルサイト：<http://www.e-rad.go.jp/>

6. 秘密の保持

- ・NEDOは、提出された提案書について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。
- ・評価者には守秘義務がありますが、提案者が提案書の一部について非公開の扱いを希望する場合は、該当する部分を「添付資料4」に明示ください。NEDOはその部分については評価者に開示しません。ただし、この場合、評価者の判断材料が不足するために評価が低くなるおそれがありますので、ご注意ください。
- ・取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発等実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。また、提案書の添付資料「主要研究員研究経歴書（CV）」については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第3条の定めにより、助成事業者決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。
- ・e-Rad に登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

7. 助成先の選定について

(1) 審査の方法について

- ・外部有識者による採択審査委員会とNEDO内に設置する契約・助成審査委員会の二段階で審査します。
- ・採択審査委員会では、提案書の内容について審査し、本事業の目的の達成に有効と認められる助成事業者候補を選定します。
- ・契約助成委員会では、採択審査委員会の結果を踏まえ、NEDOが定める基準等に基づき、最終的に実施者を決定します。
- ・必要に応じてヒアリングや資料の追加等をお願いする場合があります。
- ・助成事業者の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。

(2) 審査基準

a. 採択審査の基準

- i. 提案内容が実施方針の目的、目標に合致しているか（不必要な部分はないか）
- ii. 提案された方法に新規性・合理性があり、技術的・手法的に優れているか
- iii. 共同提案の場合、各者の提案が相互補完的であるか
- iv. 提案内容・研究計画は実現可能か（技術的可能性、計画の妥当性、予算の妥当性等）
- v. 応募者は本研究開発を遂行するための高い能力を有するか（関連分野の開発等の実績、再委託予定先等を含めた実施体制、優秀な研究者等の参加等）。
- vi. 応募者が当該研究開発を行うことにより国民生活や経済社会への波及効果は期待できるか（企業の場合、成果の実用化・事業化が見込まれるか。大学や公的研究開発機関等で、自らが実用化・事業化を行わない場合には、どの様な形で製品・サービスが実用化・事業化されることを想定しているか。）

b. 助成金の交付先に関する選考基準

助成金の交付先は、次の基準により選考するものとする。

- i. 提案書の内容が次の各号に適合していること。
 1. 助成事業の目標が機構の意図と合致していること。
 2. 助成事業の方法、内容等が優れていること。
 3. 助成事業の経済性が優れていること。
- ii. 助成事業における助成事業者の遂行能力が次の各号に適合していること。
 1. 関連分野における事業の実績を有していること。
 2. 助成事業を行う人員、体制が整っていること。（国際共同研究体制をとる場合、そのメリットが明確であること。また、特にNEDOが指定する相手国の公的資金支援機関の支援を受けようとしている（又は既に受けている）場合はその妥当性が確認できること。）当該開発等に必要設備を有していること。
 3. 助成事業の実施に必要な設備を有していること。
 4. 経営基盤が確立していること。
 5. 助成事業の実施に関して機構の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

(3) 交付先の通知及び公表

- ・採択された事業については、NEDOから提案者に通知します。不採択の場合も、評価結果を添えてその旨を通知します。なお、通知の時期は、2020年6月下旬を予定しています。
- ・採択された事業に関しては、提案者の氏名、助成事業の名称及び助成事業の概要をNEDOのウェブサイト公表します。また採択審査委員（評価者）の所属、氏名について、採択決定後にNEDOのウェブサイトに公表します。
- ・必要に応じてニュースリリースを行う場合があります。採択事業者が採択に係るニュースリリース等を実施する場合は事前に担当部までご相談ください。

(4) スケジュール

2020年

3月30日 : 公募開始

(予定しておりました公募説明会については、新型コロナウイルス感染症による影響を考慮し、中止といたします)

5月15日(予定)： 公募締め切り

6月上旬(予定、別途連絡)： 採択審査委員会(外部有識者による審査)

6月中旬(予定)： 契約・助成審査委員会

6月下旬(予定)： 交付先決定

7月上旬(予定)： 公表(プレスリリース)

8月ごろ(予定)： 交付

8. 留意事項

(1) 研究開発計画の変更について

ステージゲート方式の採用等により、研究開発の途中段階にて実施内容の見直しや、研究開発を中止する場合があります。

(2) 企業化状況報告書等の提出

採択された事業にあつては、助成事業完了後に企業化に努めていただくとともに、5年後までの企業化状況報告書を毎年度提出していただきます。また、助成事業の成果を踏まえた当該助成事業に係る事業化計画書等を提出していただくことがあります。

(3) 収益納付

当該助成事業の企業化等により、収益が生じたと認められたときは交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を納付していただくことがあります。

(4) 処分制限財産の取扱い

助成金執行の適正化の観点から、助成事業で取得した機械装置等の取得財産には処分制限があります。(交付規程第16条)

(5) 助成金交付申請書

採択は当該年度の申請内容に関するものであり、次年度の採択に当たっては、改めて助成金交付申請書を提出していただくとともに、事業の評価を実施します。評価の結果により、当初申請されていた助成期間内であっても、助成金の交付を中止することがあります。

(6) 主任研究者研究経歴書

助成事業の遂行を管理し、各種文書の提出や研究員の従事日誌の確認等を行う助成事業を遂行する際の責任者である主任研究者について、研究経歴書に記載していただきます。詳細は別添1を参照してください。

(7) NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票の記入

過去に実施したNEDOの研究開発プロジェクトの成果について調査票に記載していただきます。詳細につきましては別添2を参照してください。

なお、本調査は採択審査に活用しますので、必ず提出をお願いいたします。

(8) 追跡調査・評価

助成事業終了後、追跡調査・評価に御協力いただく場合がございますので御協力をお願い申し上げます。追跡調査・評価については、添付の参考資料1「追跡調査・評価の概要」を御覧願います。

また、特許等の取得状況及び事業化状況調査（バイドールフォローアップ調査）についても、御協力をいただく場合がございます。

(9) 「国民との科学・技術対話」への対応

本助成業務に係る講演、成果展示、情報発信等の研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動（以下、「国民との科学・技術対話」という）に係る経費の計上が可能です。

本事業において「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。その際、経費は内容に応じて該当する費目（消耗品費、旅費、借料等）にそれぞれ計上してください。

① パネル作成料、展示会出展料、セミナーに係る会場費、本活動に係る旅費等を計上することができます。

② 本助成業務以外の内容が含まれる場合は、講演時間や展示内容等を勘案して合理的に按分して計上してください。（この場合、算出根拠を明確にしてください。）

本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。

また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。本活動は中間評価・事後評価の対象となります。

【参考】

2010年6月19日総合科学技術会議

「国民との化学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<http://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/>

(10) 本事業で得られた成果の発表の取り扱いについて

本事業では、交付規程第9条第1項二十一号及び第23条第2項に定める報道機関その他への成果の公開・発表等については、以下のとおりとします。

① 本事業の成果、実用化・製品化に係る発表又は公開（取材対応、ニュースリリース、製品発表等）を実施する際は事前にNEDOに報告を行うものとする。特に記者会見・ニュースリリースについては事前準備等を鑑み原則公開の3週間前に報告を行うものとする。

② 報告の方法は、文書によるものの他、電子媒体（電子メール等）による通知を認める。その際、NEDOからの受領の連絡をもって履行されたものとする。

③ 公開内容についてNEDOと事業者は内容を調整・合意のもと、協力して効果的な情報発信に努めるものとする。

④ 前項目に基づき発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、記載例を参考にしその内容がNEDO事業の成果として得られたものであることを明示する。なお、その

場合には、NEDOの了解を得てNEDOのシンボルマークを使用することができる。

【発表又は公開する場合の記載例】

「この成果は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の事業において得られたものです。」

【事業化等について発表又は公開する場合の記載例】

「これは、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の事業において得られた成果を（一部）活用しています。」

(11) 交付決定の取り消し

申請内容の虚偽、助成金の重複受給等が判明した場合、交付決定後であっても交付決定を取り消し、助成金の返還を求めることがあります。

(12) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※1）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成16年4月1日16年度機構達第1号。NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という。※2）に基づき、NEDOは資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください：経済産業省ウェブサイト

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらを御覧ください：NEDOウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。

ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDOとの契約締結や補助金等の交付を停止します。

（補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大6年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。）

iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、NEDOの事業への応募を制限します。

（不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降1～5年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10年間の応募を制限します。）

- iv. 府省等の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i~iii の措置を講じることがあります。
- v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。

b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDOでは、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

(13) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO策定。以下「研究不正機構達」という。※4）に基づき、NEDOは資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ウェブサイト

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※4. 研究不正機構達についてはこちらを御参照ください： NEDOウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

- a. 本事業において不正行為があると認められた場合
 - i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
 - ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2~10 年間)
 - iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義

務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。

(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間)

- iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- v. NEDOは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

c. NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口

NEDOにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 リスク管理統括部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号： 044-520-5131

FAX 番号： 044-520-5133

電子メール：helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ウェブサイト： 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html へリンク >

(電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分)

(14) 大学・国立研究開発法人等における若手研究者の自発的な研究活動

2020年度以降の新規の交付決定について、大学又は国立研究開発法人等で雇用される40歳未満（40歳となる事業年度の終了日まで）の若手研究者による当該プロジェクトの推進に資する自発的な研究活動の実施を可能とします。なお、交付決定後、大学又は国立研究開発法人等は、交付申請書に予めその旨を記載し、その実績を従事日誌又は月報等により当機構に報告することになります。

(15) 博士課程後期（学生）のRA（リサーチアシスタント）等への雇用

第3期、第4期及び第5期科学技術基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付

けるため、大学院生、特に博士課程（後期）学生に対する経済的支援を充実すべく、「博士課程（後期）在籍者の 2 割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す」ことが数値目標として掲げられています。

内閣府 科学技術基本計画

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index5.html>

本プロジェクトにおいても、博士課程後期（学生）の RA（リサーチアシスタント）等の研究員登録が可能であり、本プロジェクトにて、研究員費を支払うことが可能です。

なお、本プロジェクトを通じて知り得る秘密情報を取り扱う博士課程後期（学生）は、NEDO が交付決定する大学組織との間で、守秘義務を含む雇用契約を締結されている必要があり、本プロジェクトに直接に従事する者は、全て研究員登録を行う必要があります。

(16) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

- a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制*が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。
- c. 本助成事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。経済産業省から指定のあった事業については交付決定時において、本助成事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本助成事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。
- d. 安全保障貿易管理の詳細については、下記をご覧ください。

経済産業省：安全保障貿易管理（全般） <http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>

(Q&A <http://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html>)

- ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック <http://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易センター <http://www.cistec.or.jp/>

- 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

(17) 標準化への対応

技術開発成果の社会実装や国際展開に、標準が有効なツールとなることがあります。そのため、本プロジェクトでは、事業開始時に、NEDO と標準に関する検討を実施していただく場合があります。検討の結果、市場・技術の特性・戦略・ビジネスモデル等に標準が合致すれば、必要に応じプロジェクト実施期間中から、当該技術開発成果の ISO・IEC 等の標準化に取り組んでいただきます。

(18) 助成事業の事務処理について

助成事業の事務処理については、NEDO が提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。助成事業事務処理やプロジェクトマネジメントに関する一連の手続きについては、NEDO が運用する「NEDO プロジェクトマネジメントシステム」を利用していただくことが必須になります。

利用に際しては利用規約 (<https://www.nedo.go.jp/content/100897861.pdf>) に同意の上、利用申請書を提出していただきます。

(19) 重複の排除

国（国立研究開発法人等を含む）が助成する他の制度（補助金、委託費等）において、過去実施した事業または現在実施中の事業と今回提案された事業が、同一の提案者による同一の研究開発課題（配分される研究開発の名称及びその内容をいう。）と判断された場合、採択を行いません。

9. 説明会の開催

予定しておりました公募説明会については、新型コロナウイルス感染症による影響を考慮し、中止といたします。公募に係る質問がある場合は、下記問い合わせ先メールからご連絡ください。

10. 問い合わせ先

お問い合わせについては電子メールで受け付けます。ただし、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

問い合わせ先

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

新エネルギー部 太陽光発電グループ宛 E-mail : pvgroup123@ml.nedo.go.jp

11. NEDO 事業に関する業務改善アンケート

NEDO では、NEDO 事業に関する業務改善アンケートを常に受け付けております。

ご意見のある方は、以下リンクの「7. NEDO 事業に関する業務改善アンケート」にて、ご意見お寄

せいただければ幸いです。

https://www.nedo.go.jp/shortcut_jigyuu.html

なお、内容については、本プロジェクトに限りません。

12. その他

メール配信サービス (<https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>) に御登録いただきますと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを随時メールにてお送りいたします。

ぜひ御登録いただき、御活用ください。

関連資料

基本計画

2020年度実施方針

公募要領添付（提案書の様式等）

- －様式1：提案書
- －添付資料1a：助成事業実施計画書
- －添付資料1b：研究開発概要
- －添付資料2：企業化計画書
- －添付資料3：事業成果の広報活動について
- －添付資料4：非公開とする提案内容
- －別紙1：（助成事業実施計画書 別紙1）
- －別紙2：（助成事業実施計画書 別紙2）
- －別添1：主任研究者研究経歴書
- －別添2：NEDO 研究開発プロジェクトの実績調査票
- －別添3：利害関係の確認について
- －別添4：提案時提出書類の確認
- 参考資料1：例1_提案書類受領票